

FRONTEO、文脈に応じた意味の類似性を 人工知能が発見する技術について、日本で特許を取得

人工知能が文脈を読み取り、異なる表現で類似の意味を持つ語を
抽出してデータ解析の精度を向上

米ナスダックと東証マザーズに上場し、人工知能を駆使したビッグデータ解析事業を手がける株式会社FRONTEO（本社：東京都港区、代表取締役社長：守本正宏、旧UBIC）は、文脈に応じた意味の類似性を人工知能が発見する技術に関する特許査定謄本を、日本特許庁より受領いたしました。このたび、特許権の設定登録のための手続きが完了しましたので、お知らせいたします。

出願番号：特願2016-78175 ※登録番号未付与

特許出願日：2016年4月8日

ある語と別の語とが類似の意味を持つかどうかは、文脈に依存します。例えば、「診断」と「点検」という語は、日常の文脈で類義語となることは少ないと考えられますが、特許文献などの技術文書において「ロボットの異常状態の検出」という文脈では、「異常診断を行う」と「異常の有無を点検する」などのように、類似の意味になり得ます。

今回特許を受けた技術によれば、KIBIT が文脈に応じた意味の類似性を考慮し、学習が不十分となる場合であっても類義語を補充して漏れのない解析が実現できるため、例えば、特許分析ソリューション「Lit i View PATENT EXPLORER」などのデータ解析の精度を向上させることができます。

当社は、人工知能応用技術の研究開発・知的財産獲得をさらに推進することにより、リーガル領域をはじめとして、ヘルスケア、ビジネス・インテリジェンス、マーケティングなどの新しい領域で、多様なデータ解析ソリューションへの展開を目指しており、その実現によって、よりよい未来の創造に邁進してまいります。なお、本件における通期業績に与える影響は軽微です。

※特許査定は、特許庁審査官による審査の結果、特許出願された発明に対して特許権付与が承認されることをいいます。特許査定後、出願人が特許料を納付することにより、特許権が設定されたことが特許原簿に登録されます。これにより、登録番号が付与され、特許権が発生します。



【FRONTEO について】 URL: <http://www.fronteo.com/>

株式会社 FRONTEO は、独自開発の人工知能エンジン「KIBIT」により、ビッグデータなどの情報解析を支援するデータ解析企業です。国際訴訟などに必要な電子データの証拠保全と調査・分析を行う e ディスカバリ（電子証拠開示）や、コンピュータフォレンジック調査を支援する企業として 2003 年 8 月に設立。自社開発のデータ解析プラットフォーム「Lit i View®（リット・アイ・ビュー）」、アジア言語に対応した「Predictive Coding®（プレディクティブ・コーディング）」技術などを駆使し、企業に訴訟対策支援を提供しています。同事業で培われ、発展した独自の人工知能関連技術は、専門家の経験や勘などの「暗黙知」を学び、人の思考の解析から、未来の行動の予測を実現。最近ではヘルスケアやビジネス・インテリジェンス、マーケティングなどの領域に活用し、事業の拡大を進めています。2007 年 6 月 26 日東証マザーズ、2013 年 5 月 16 日 NASDAQ 上場。資本金 1,764,965 千円（2016 年 9 月 30 日現在）。2016 年 7 月 1 日付けで株式会社 UBIC から現社名に変更しております。

〈本件に関するお問合せ先〉

株式会社 FRONTEO 広報担当 廣瀬、水口
TEL: 03-5463-6380 FAX: 03-5463-6345